

議案第 6 号

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のよ
うに制定する。

令和 4 年 2 月 9 日提出

白井市長 笠 井 喜 久 雄

提案理由

本案は、行政組織における係制を導入するため、条例の一部を改
正するものです。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第5行政職給料表(1)等級別基準職務表5級の項中第4号を第5号とし、第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 係長の職務

別表第5行政職給料表(1)等級別基準職務表6級の項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、同項第1号中「（室長）」を削り、同号を同項第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 室長の職務

別表第5行政職給料表(1)等級別基準職務表7級の項第1号中「又は室長」を削る。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

議案第6号資料

○一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年条例第1号）新旧対照表

改正案		現行	
(略)		(略)	
別表第5（第4条第2項関係）		別表第5（第4条第2項関係）	
行政職給料表(1) 等級別基準職務表		行政職給料表(1) 等級別基準職務表	
等級	基準となる職務	等級	基準となる職務
(略)	(略)	(略)	(略)
5級	(1) 係長の職務 (2) 主査の職務 (3) 出先機関の長の職務 (4) 教育機関の長の職務 (5) 広範かつ専門的な知識及び経験を必要とする業務を行う職務	5級	(1) 主査の職務 (2) 出先機関の長の職務 (3) 教育機関の長の職務 (4) 広範かつ専門的な知識及び経験を必要とする業務を行う職務
6級	(1) 室長の職務 (2) 副主幹_____の職務 (3) 複雑、困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 (4) 複雑、困難な業務を所掌する教育機関の長の職務 (5) 高度又は専門的な能力を必要とする困難な業務を行う職務	6級	(1) 副主幹(室長)の職務 (2) 複雑、困難な業務を所掌する出先機関の長の職務 (3) 複雑、困難な業務を所掌する教育機関の長の職務 (4) 高度又は専門的な能力を必要とする困難な業務を行う職務
7級	(1) 課長_____の職務 (2)～(5) (略)	7級	(1) 課長又は室長の職務 (2)～(5) (略)
(略)	(略)	(略)	(略)
(略)		(略)	